

## 重要事項説明書

記入年月日	2023年7月1日
記入者名	横田 康則
所属・職名	アクティブライフ豊中館長

### 1 事業主体概要

名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ あくていぶらいふ 株式会社 アクティブライフ		
主たる事務所の所在地	〒 541-0051 大阪府大阪市中央区備後町三丁目6番14号		
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6264-3620 / 06-6264-3621	
	メールアドレス	なし	
	ホームページアドレス	<a href="https://www.activelife.co.jp/yuryou/toyonaka/">https://www.activelife.co.jp/yuryou/toyonaka/</a>	
代表者(職名/氏名)	代表取締役	/	田村 昌之
設立年月日	昭和 63年8月2日		
主な実施事業	「別添1事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧」に掲げる介護保険事業等		

### 2 有料老人ホーム事業の概要

#### (住まいの概要)

名称	(ふりがな) あくていぶらいふ とよなか アクティブライフ豊中		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの種類	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒 560-0001 大阪府豊中市北緑丘二丁目8番7号		
主な利用交通手段	阪急バス「北緑丘小学校前」より約50m(徒歩約2分)		
連絡先	電話番号	06-6854-4165	
	FAX番号	06-6854-4454	
	ホームページアドレス	<a href="http://www.activelife.co.jp/">http://www.activelife.co.jp/</a>	
管理者(職名/氏名)	館長	/	横田 康則
開設日/届出受理日・登録日(登録番号)	平成 18年6月1日	/	平成 17年11月10日

#### (特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774003350	所管している自治体名	豊中市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 30年6月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774003350	所管している自治体名	豊中市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 30年6月1日		

### 3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	平成 17年5月1日				～	令和	18年4月30日		
	面積	2,651.7 m <sup>2</sup>								
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	平成 18年6月1日				～	令和	18年3月31日		
	延床面積	4,222.4 m <sup>2</sup> (うち有料老人ホーム部分				4,021.0 m <sup>2</sup> )				
	竣工日	平成 18年5月11日				用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：						
	階数	5階		(地上		4階、地階		1階)		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性									
居室の状況	総戸数	66戸		届出又は登録(指定)をした室数			66室 (66室)			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)	
	介護居室個室	○	○	×	×	○	18.86m <sup>2</sup>	66	1人部屋	
共用施設	共用トイレ	10か所		うち男女別の対応が可能なトイレ			0か所			
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			10か所			
	共用浴室	個室 6か所		個室 2か所						
	共用浴室における介護浴槽	機械浴 1か所		機械浴 1か所		その他：				
	食堂	6か所		面積 634.6 m <sup>2</sup>		入居者や家族が利用できる調理設備		あり		
	機能訓練室	1か所		面積 57.1 m <sup>2</sup>						
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				2か所				
	廊下	中廊下 2.7 m		片廊下		— m				
	汚物処理室	6か所								
	緊急通報装置	居室 560-000		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり		
	通報先 PHS・居間			通報先から居室までの到着予定時間					1～2分	
その他	サロン、ファミリールーム、ヘアサロン、応接室、庭園、駐車場等									
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備 あり		火災通報設備 あり					
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)							
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数			2回	

#### 4 サービスの内容

##### (全体の方針)

運営に関する方針	高齢者への質の高いサービスを通して、真に豊かで、安心な社会の実現に貢献します。	
サービスの提供内容に関する特色	家庭的な環境と安心な看護・介護の支援体制の下、お一人おひとりの意思を大切に、その方らしい生活をサポートします。	
各サービスの提供形態		
	サービス種類	提供形態 委託業者名等
	入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施
	食事の提供	委託 日清医療食品株式会社
	調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施
	健康管理の支援（供与）	自ら実施
	上記サービスの提供内容 「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり	
	状況把握・生活相談サービス	自ら実施
	提供内容	状況把握サービス：概ね日中は1～2時間毎、夜間は3時間毎の巡回にて安否確認や声掛けを行います。 生活相談サービス：随時受付し、相談内容が専門的な場合は、専門機関を紹介します。
	サ高住の場合、常駐する者	
	健康診断の定期検診	委託 アクティブ小野原東診療所
	提供方法	年2回の健康診断の付与
虐待防止に関する方針	虐待防止への取り組みを積極的に継続して行います。①高齢者虐待防止の主旨及び内容を周知・徹底し、法令遵守します。②ケア技術向上や高齢者虐待に関する研修、行政等による外部研修など看護・看護のみならず、管理職を含めたホーム全体で取り組みます。③お一人おひとりが尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境と個別ケアを推進します。④苦情窓口を周知し、サービスの質向上に努めます。	
身体的拘束に関する方針	上記虐待防止への取り組みとともに、「身体拘束ゼロ」を推進し、身体拘束の理解と不適切ケアの防止、教育等に努めます。①高齢者虐待法に基づき「緊急やむを得ない」場合を除いて原則禁止しており、行う場合は家族の同意を得た上で入居者の心身の状況に応じて、方法、期間を定め、その実施状況等を記録します。②実施中は、観察・記録をし、その方の状況や必要に応じて改善取り組み等の検討をします。③施設全体で委員会を開催し、身体拘束廃止に取り組めます。	

##### (介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成	1. 計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に入居者の意向や志向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という）を作成します。2. 計画の作成にあたっては多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族に対して、その内容を理解しやすいように説明し、同意を得た上で交付します。3. 計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回、入居者の状況やサービスの提供状況について計画担当に報告します。4. 【介護】サービスの目標及びその達成時期等を絞り込んだ計画の実施状況の把握（以下、モニタリングという）を行います。【介護予防】計画に記載しているサービス提供時間が終了するまでに少なくとも1回は計画の実施状況の把握を行います。5. 計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	基本的な食事補助具を提供し、自らの力で食事を楽しみ、自分のペースで食事ができるよう配慮します。自分で食事をすることが困難になられた場合は介助を行います。また、嚥下や咀嚼困難な方へは、キザミやソフト、流動食等を提供します。
	入浴の提供及び介助	各ユニットに共同の浴室を設け、入浴者の心身の状態に合わせて入浴ができます。入浴の頻度は原則隔日で、時間帯は、9:30～16:00、心身の状況により入浴が出来ない方には清拭を行います。
	排泄介助	介助が必要な入居者に対して、トイレ誘導、排泄介助、おむつの交換をし、身体の清潔を保ちます。介助時はプライバシーに十分配慮します。
	更衣介助	介助が必要な入居者に対して、更衣援助を行い、衣類の清潔を保ちます。介助時はプライバシーに十分配慮します。
	移動・移乗介助	あり 介助は必要な入居者に対して、杖、歩行器、車椅子等による移動介助、ベッドや車椅子への移乗介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な入居者に対して、処方された薬剤の確認、服薬の介助、確認を行います。

機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活動作を通じて、身体状況に応じた計画書に基づく個別の機能訓練を行います。		
	レクリエーションを通じた訓練	日常生活の中で、歌唱、体操、集団、個別など、入居者の能力に応じてレクリエーションとリハビリテーションを兼ねたアクティビティを実施します。		
	器具等を使用した訓練	560-0001		
その他	創作活動など	あり	入居者の選択に基づき、生け花、絵手紙、陶芸など趣味・趣向に応じた創作活動等を提供します。	
	健康管理	常に入居者の心身の状況に注意するとともに、異常が認められた場合は入居者の主治医に報告、指示を受け、必要な措置を講じます。		
施設の利用に当たっての留意事項		○入居者や来館者等は、共用施設の利用にあたっては、事前にホームに確認し、その利用細則に基づき利用することができる。○外出や外泊時は、都度、帰館予定日時、連絡先等をホームへ届け出る。○ホームの秩序、風紀を乱し、又安全衛生を害しないこと。○その他入居契約書、管理規定を遵守すること。		
その他運営に関する重要事項		サービス向上の為、職員に対し、人権擁護、身体拘束、虐待防止、食中毒防止、認知症ケア、介護技術・知識向上、コンプライアンス等の研修を実施しています。		
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし		
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		なし	
	夜間看護体制加算		あり	
	医療機関連携加算		あり	
	看取り介護加算		あり	
	認知症専門ケア加算		なし	
	サービス提供体制強化加算	(Ⅱ)	あり	介護福祉士の割合等によっては、サービス提供体制強化加算（要介護の場合は入居継続支援加算を含む）の種別が変更する場合があります。
	入居継続支援加算		あり	
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	あり	
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	あり	
	介護職員等ベースアップ等支援加算		あり	
	生活機能向上連携加算		なし	
	若年性認知症入居者受入加算		なし	
	口腔衛生管理体制加算		なし	
	栄養スクリーニング加算		なし	
退院・退所時連携加算		あり		
科学的介護推進体制加算		あり		
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	(介護・看護職員の配置率) 1.5 : 1 以上		

**(併設している高齢者居宅生活支援事業者)**

**【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】**

事業所名称	(ふりがな) あくていぶらいふとよなか アクティブライフ豊中
主たる事務所の所在地	大阪府豊中市北緑丘2-8-7
事業者名	(ふりがな) かぶしきがいしゃ あくていぶらいふ 株式会社 アクティブライフ
併設内容	通所介護

**(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)**

**【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】**

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事業者名	(ふりがな)
連携内容	

**(医療連携の内容)※治療費は自己負担**

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合： 施設が指定する医療機関（施設から概ね半径3km圏内）		
協力医療機関	名称	医療法人アクティブ小野原東診療所	
	住所	大阪府箕面市小野原東6-24-3（施設から約5km）	
	診療科目	内科、整形外科、リハビリテーション科	
	協力内容	訪問診療 其他	
		その他の場合： 専門医・緊急医療機関の紹介、年2回の健康診断	
	名称	社会医療法人純幸会関西メディカル病院	
	住所	大阪府豊中市新千里西町1丁目1番7の2号	
	診療科目	内科、消化器内科、循環器内科、人工透析内科、脳神経内科 外科、乳腺外科、形成外科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科 泌尿器科、脳神経外科、肛門外科、腎臓移植外科、心臓血管外科 救急科、小児科、リウマチ科、アレルギー科、腎臓内科 リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科	
	協力内容	其他	
		その他の場合： 地域医療連携(外来診療、入院治療、緊急時対応等)	
	名称	医療法人生成会くさかベククリニック	
	住所	大阪府池田市城南3丁目11番23号MALTA85 4F	
	診療科目	内科	
	協力内容	訪問診療 其他	
		その他の場合：	
名称	和クリニック		
住所	大阪府豊中市少路1-7-16メディカルゲートビル3F		
診療科目	認知症専門、ものわずれ外来、こころの緩和ケア		
協力内容	訪問診療 其他		
	その他の場合：		
協力歯科医療機関	名称	きたたに歯科	
	住所	大阪府豊中市西緑丘3-14-13 みのるビル1階（施設から約500m）	
	協力内容	其他	
その他の場合： 希望に応じた歯科検診、医療相談、助言、指導			

**(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】**

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合		
	その他の場合：		
判断基準の内容	心身状態の変化により介護サービスの提供ユニットもしくは、居室の変更が望ましいと判断される場合に協議する。		
手続の内容	①ホーム指定の医師の意見を聴く②協議の上、観察期間を置く③本人・身元引受人の同意を得る。		
追加的費用の有無	なし	追加費用	
居室利用権の取扱い	住み替え後の居室に移行		
前払金償却の調整の有無	なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容
	便所の変更	なし	変更の内容
	浴室の変更	なし	変更の内容
	洗面所の変更	なし	変更の内容
	台所の変更	なし	変更の内容
	その他の変更	なし	変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護	
留意事項	○入院またはそれに近い常時の治療を医療機関で受ける必要がない方（人工呼吸器、IVH、透析の方は不可）○他の入居者に伝染する疾患のない方、自傷他害の恐れがない方○健康保険に加入している方○身元引受人を立てることができる方○入居契約書に定めることを承認し、事業者の運営方針に賛同できる方	
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合②入居者又は事業者から解約した場合	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	<p><b>【90日の予告期間をおいた契約解除】</b>            以下の場合には、事業者は入居者及び身元引受人に弁明の機会を設け、90日の予告期間において契約解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約に基づく金銭債務の支払いを正当な理由なく遅滞した場合。</li> <li>2. 入居契約書の条項その他に正当な理由なく違反をし、文書による通知後も改善されない場合。</li> <li>3. 入居申込書、身上書、健康診断書に重大な不実記載があった場合、その他不正な手段により入居した場合。</li> <li>4. 入居者に自傷他害の恐れがあるため、本人又は他の入居者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法では、これを防止できないと事業者が判断した場合。（この場合、嘱託医の意見を聴いた上で、一定の観察期間を設けます。）</li> <li>5. 入居契約に定める禁止または制限される行為を行った場合。</li> <li>6. 身元引受人に支障が生じた等の場合に、事業者が請求したにもかかわらず、契約者が新たに身元引受人を定めない場合（ただし、任意後見契約が締結された場合など、事業者が身元引受人を定めることを免除した場合を除く）</li> <li>7. 施設にかかる土地・建物賃貸人と事業者の間で締結した土地賃貸契約または建物賃貸契約の契約期間が満了となり、契約の自動更新がなされなかった場合。（この場合、入居者および契約者に契約外の追加の金銭的負担を発生させないこととし、事業者は事業者の運営する他の施設や他事業者が運営する同等の施設等を責任もって提供します。）</li> <li>8. 入居者数の著しい減少など、事業者が目的施設の運営を維持しがたい状況となった場合。（この場合、入居者及び契約者に契約外の追加の金銭的負担を発生させないこととし、事業者は事業者の運営する他の施設や他事業者が運営する同等の施設等を責任もって提供します。）</li> </ol> <p><b>【即時契約解除】</b>            以下の場合には、事業者は催告することなく契約解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居契約書に定める反社会的勢力・反社会的行為の排除に反する事実が判明した場合。</li> <li>2. 入居契約書に定める禁止又は制限される行為のうち次の行為を行った場合。○反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること○著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又はその威勢を示すことにより、他の入居者、事業者の職員等ならびに近隣住民等に不安を与えること○反社会的勢力を入居させ、又は反社会的勢力を反復継続して出入りさせること</li> </ol>
	解約予告期間	90日間（即時解除の場合を除く）
入居者からの解約予告期間	— か月	いつでも解約の申し出は可能。居室の明け渡しは解約届出提出後30日以内
体験入居	あり	内容 空室がある場合、1泊12000円 ※税込、食事（3食）・おやつを含む
入居定員	66人	
その他		

## 5 職員体制

### (職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1	
生活相談員	3	3	0	1	
直接処遇職員	74	59	16	63.1	
介護職員	62	53	9	54.8	
看護職員	12	5	7	8.3	
機能訓練指導員	1	1	0	1	看護職員 (1名) 兼務
計画作成担当者	1	1	0	1	
栄養士	0	0	0	0	外部委託
調理員	0	0	0	0	外部委託
事務員	3	3	0	3	
その他職員	19	0	19	6.5	家事、営繕
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					37.5 時間 (7.5H×5)

### (資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	41	37	4	

### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

**(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)**

夜勤帯の設定時間 (17時～ 9時30分)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	1 人	0 人
介護職員	6 人	5 人
生活相談員	0 人	0 人
	人	人

**(特定施設入居者生活介護等の提供体制)**

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	1.5 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	0.90 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

**(職員の状況)**

管理者	他の職務との兼務		なし							
	業務に係る資格等	なし	資格等の名称		なし					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	2	1	6	3	1	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	2	1	9	1	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	1	4	10	1	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	10	0	1	0	0	0	1
	5年以上10年未満	1	2	9	3	0	0	0	0	0
	10年以上	1	0	12	7	2	0	1	0	0
	備考									
従業員の健康診断の実施状況	あり									



## 6 利用料金

### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	選択方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	月払い方式 全額前払い方式
年齢に応じた金額設定	あり	
要介護状態に応じた金額設定	あり	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容：欠食時は食材費のみ日割りで返金あり。	
利用料金の改定	条件	物価変動、租税率変動、人件費上昇等により改定する場合があります。
	手続き	運営懇談会で意見を聴きます。

### (代表的な利用料金のプラン その1)

		月額プラン①	月額プラン②	月額プラン③
入居者の状況	要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1～5
	年齢	概ね65歳以上	概ね65歳以上	概ね65歳以上
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	介護居室個室
	床面積	18.86㎡	18.86㎡	18.86㎡
	トイレ	あり	あり	あり
	洗面	あり	あり	あり
	浴室	なし	なし	なし
	台所	なし	なし	なし
	収納	あり	あり	あり
入居時点で必要な費用		0円	0円	0円
月額費用の内訳				
	家賃	183,900円（非課税）	183,900円（非課税）	183,900円（非課税）
	食材費	42,148円（税込）	42,148円（税込）	42,148円（税込）
	管理費	155,807円（税込）	155,807円（税込）	155,807円（税込）
	光熱水費	0円	0円	0円
	特定施設入居者生活介護の費用（※）	別添3・4のとおり	別添3・4のとおり	別添3・4のとおり
	介護保険外サービスの費用	上乗せ介護費用： 35,121円（課税） その他：別添2のと おり	上乗せ介護費用： 57,121円（課税） その他：別添2のと おり	上乗せ介護費用： 90,121円（課税） その他：別添2のと おり
プランの変更 要介護（要支援）度の変更があった場合には、要介護認定結果変更日が属する月の翌月から変更後の区分に応じた上乗せ介護費用（介護保険外サービスの費用）に変更します。ただし、要介護認定結果変更日が月初1日の場合はその月から変更します。				
夫婦での入居の割引 いずれのプランも、夫婦での入居の場合、一人につき月額利用料の管理費を、12,100円（本体価格11,000円＋消費税1,100円）割引します。割引は夫婦両名に適用します。なお、夫婦のいずれかが退去となった場合でも、残る方の割引は継続します。 *夫婦での入居の割引適用後の管理費は、いずれのプランも、一人あたり月額143,707円となります。				
備考 ※介護保険費用1割又は2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。） ※入居者本人が居室で使用されるテレビのNHK受信料及びテレビ電波等共同受信施設（CATV）利用料金については、各種業者と直接、指定口座より自動引き落とし契約をおこなっていただきます。				

(代表的な利用料金のプラン その2)

		一時金プラン①	一時金プラン②	一時金プラン③
入居者の状況	要介護度	要支援1～2 要介護1～5	要支援1～2 要介護1～5	要支援1～2 要介護1～5
	年齢	90歳～	87～89歳	84～86歳
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	介護居室個室
	床面積	18.86㎡	18.86㎡	18.86㎡
	トイレ	あり	あり	あり
	洗面	あり	あり	あり
	浴室	なし	なし	なし
	台所	なし	なし	なし
	収納	あり	あり	あり
入居時点で必要な費用	前払金(家賃、介護サービス費等)	16,551,000円 (非課税)	19,309,500円 (非課税)	22,068,000円 (非課税)
月額費用の内訳				
家賃		0円	0円	0円
食材費		42,148円(税込)	42,148円(税込)	42,148円(税込)
管理費		155,807円(税込)	155,807円(税込)	155,807円(税込)
光熱水費		0円	0円	0円
特定施設入居者生活介護の費用(※)		別添3・4のとおり	別添3・4のとおり	別添3・4のとおり
介護保険外サービスの費用		上乗せ介護費用: 要支援1:35,121円(税込) 要支援2:57,121円(税込) 要介護1～5:90,121円(税込) その他:別添2のとおり	上乗せ介護費用: 要支援1:35,121円(税込) 要支援2:57,121円(税込) 要介護1～5:90,121円(税込) その他:別添2のとおり	上乗せ介護費用: 要支援1:35,121円(税込) 要支援2:57,121円(税込) 要介護1～5:90,121円(税込) その他:別添2のとおり
<p>上乗せ介護費用(介護保険外サービスの費用)                      要介護(要支援)度の変更があった場合には、要介護認定結果変更日が属する月の翌月から変更後の区分に応じた上乗せ介護費用(介護保険外サービスの費用)に変更します。ただし、要介護認定結果変更日が月初1日の場合はその月から変更します。</p>				
<p>夫婦での入居の割引                      いずれのプランも、夫婦での入居の場合、一人につき月額利用料の管理費を、12,100円(本体価格11,000円+消費税1,100円)割引します。割引は夫婦両名に適用し、夫婦おのおのが一時金プラン、月額プランのいずれであっても夫婦両名に適用します。なお、夫婦のいずれかが退去となった場合でも、残る方の割引は継続します。                      *夫婦での入居の割引適用後の管理費は、いずれのプランも、一人あたり月額143,707円となります。</p>				
<p>備考                      ※介護保険費用1割又は2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。)                      ※入居者本人が居室で使用されるテレビのNHK受信料及びテレビ電波等共同受信施設(CATV)利用料については、各種業者と直接、指定口座より自動引き落とし契約をおこなっていただきます。</p>				

**(利用料金の算定根拠等)**

家賃	介護居室、共用施設利用のための費用（地代家賃、設備関係費を基礎として算定）
敷金	家賃の 0 か月分
	解約時の対応
前払金	【（1か月分の家賃）×想定入居期間月数＋（想定入居期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額）】 （豊中市有料老人ホーム設置運営指導指針で示された、算式に基づく） 当該費用は、老人福祉法第29条6項において受領が禁止されている権利金又は対価性のない金品に該当しません。 想定入居期間および想定入居期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居一時金試算プログラムの試算結果により算定しています。
食材費	別添5 食材費についてを参照
管理費	施設の運営維持のための費用（管理人件費、施設維持管理費、健康管理費、外部業者委託費（セキュリティ）、水光熱費、消耗品費、アクティビティ費用）、調理師・栄養士の人件費・事務費
光熱水費	管理費に含む
上乗せ介護費用（介護保険外サービスの費用）	要支援者および要介護者の入居者に対して、平成12年3月30日老企第52号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知により、人員を基準以上に手厚く配置（入居者1.5人に対し、週37.5時間常勤換算で介護・看護職員1名以上配置）する場合に要する介護費用のうち、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するための費用として合理的な積算根拠に基づいて算出しています。
介護保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス（介護保険外）	「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり

**(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)**

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	（上掲）
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

**(前払金の受領)**

想定居住期間 (償却年月数)	一時金プラン①：入居時年齢90歳～ 一時金プラン②：入居時年齢87～89歳 一時金プラン③：入居時年齢84～86歳 月)	想定入居期間6年6か月(78か月) 想定入居期間7年7か月(91か月) 想定入居期間8年8か月(104か
償却の開始日	入居期間起算日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額	前払金 (一時金) の13.34%	
初期償却額	0%	
返還金の算定方法	入居後3ヶ月以内の契約終了	<p>受領済みの前払金 (一時金) および月額利用料から以下の施設利用料を差し引いた金額を、返還金とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用料＝ 1日あたりの施設利用料×施設利用日数</li> <li>・1日あたりの施設利用料</li> </ul> <p>要支援1の場合：13,790円 (本体価格13,103円、消費税687円) 要支援2の場合：14,523円 (本体価格13,770円、消費税753円) 要介護1～5の場合：15,623円 (本体価格14,770円、消費税853円)</p>
	入居後3ヶ月を超えた契約終了	<p>返還金＝返還対象額 (※) ÷ (入居期間起算日から想定入居期間満了日までの実日数) × (入居期間終了日から想定入居期間満了日までの実日数)</p> <p>(※) 返還対象額は、想定入居期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額を含む、前払金 (一時金) の全額です。</p>
前払金の保全先	5 全国有料老人ホーム協会	

## 7 入居者の状況

### (入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1 人
	65歳以上75歳未満	0 人
	75歳以上85歳未満	4 人
	85歳以上	52 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援1	2 人
	要支援2	5 人
	要介護1	7 人
	要介護2	11 人
	要介護3	11 人
	要介護4	9 人
	要介護5	12 人
入居期間別	6か月未満	5 人
	6か月以上1年未満	11 人
	1年以上5年未満	27 人
	5年以上10年未満	7 人
	10年以上	7 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		8 人 / 3 人
入居者数		57 人

### (入居者の属性)

性別	男性	6 人	女性	51 人	
男女比率	男性	10 %	女性	90 %	
入居率	86 %	平均年齢	92 歳	平均介護度	2.8

### (前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	1 人
	医療機関	1 人
	死亡者	12 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	0 人
		(解約事由の例)

## 8 苦情・事故等に関する体制

### (利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		アクティブライフ豊中
電話番号 / F A X		06-6854-4165 / 06-6854-4454
対応している時間	平日	9:00～17:30
	土曜	9:00～17:30
	日曜・祝日	9:00～17:30
定休日		なし
窓口の名称 (有料所管庁)		豊中市福祉部長寿社会政策課
電話番号 / F A X		06-6858-2838 / 06-6858-3146
対応している時間	平日	8:45～17:15
定休日		土、日、祝日 年末年始 12/29～1/3
窓口の名称 (サ高住所管庁)		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)		話して安心、困りごと相談 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)
電話番号 / F A X		06-6858-2815 / 06-6854-4344
対応している時間	平日	9:00～17:15
定休日		土、日、祝日 年末年始 12/29～1/3
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土、日、祝日
窓口の名称 (虐待の場合)		豊中市福祉部長寿安心課
電話番号 / F A X		06-6858-2866 / 06-6858-3611
対応している時間	平日	8:45～17:15
定休日		土、日、祝日 年末年始 12/29～1/3
窓口の名称		公益社団法人全国有料老人ホーム協会
電話番号 / F A X		03-3548-1077 /
対応している時間	平日	10:00～17:00
定休日		土日祝日

### (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	大阪ガス関係会社保険統括プログラム
	加入内容	施設で提供しているサービス
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。	
事故対応及びその予防のための指針	18年6月1日	

**(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)**

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		ありの場合		
		実施日	令和 4年10月	
		結果の開示	あり	
開示の方法	送付			
第三者による評価の実施状況		ありの場合		
		実施日	平成 25年2月	
		評価機関名称	株式会社川原経営総合センター	
		結果の開示	なし	
開示の方法				

**9 入居希望者への事前の情報開示**

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	入居者、家族、代表取締役、館長、職員
		なしの場合の代替措置の内容	書面を郵送にて配布
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<p>○入居者または家族の個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス並びに豊中市個人情報保護条例」に遵守します。○事業者はサービスを提供する上で知り得た入居者及び家族等の秘密を、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある、法令に基づくなど正当な理由なく、第三者に開示しません。また、サービス提供完了後においても、上記の秘密を保持します。○事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とします。○事業者は、入居者に対してより適切な介護サービスを提供するために必要な場合、文書による同意を得た上で、第三者に入居者またはその家族の情報を提供することがあります。</p>		
緊急時等における対応方法	<p>○事故・災害及び急病や負傷が生じた場合は、緊急連絡体制や事故対応マニュアル等に基づき、入居者の家族及び関係機関へ迅速に連絡を行い、適切に対応します。○入居者の生命や身体の安全のために救命措置他の応急措置を施すとともに、治療や検査の必要がないかの情報を把握します。○予め定めた当日の対応責任者（看護主任、生活サポート課長、館長等）に状況を報告し、組織内で対応する職員の配置、必要な応援の支援など対応策を指示します。○家族や関係機関に連絡が連絡が取れない場合の連絡先や対応について確認します。○事業者の責任の有無に関わらず、関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに行います。○賠償すべき事由が発生した場合、誠実に家族と協議し、速やかに対応します。</p>		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
豊中市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している		
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			



- 添付書類：別添1 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表  
別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表  
別添3 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表  
別添4 介護報酬額の自己負担基準表

上記の重要事項の内容、並びに、医療サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

令和 年（ 年） 月 日

（入居者）

住 所

---

氏 名 様 印

---

（入居者代理人）

住 所

---

氏 名 様 印

---

上記の重要事項の内容、並びに、医療サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、入居者、入居者代理人に説明しました。

令和 年（ 年） 月 日

（事業者）

説明者氏名 印

---

(別添1)事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	あり	アクティブライフ豊中	大阪府豊中市北緑丘2-8-7
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	アクティブライフ豊中	大阪府豊中市北緑丘2-8-7
<介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		560-0001
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	あり	アクティブライフ豊中	大阪府豊中市北緑丘2-8-7
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

## 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

サービスの種類		ケアプランに基づいて介護保険内で提供されるサービス		介護保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス		備 考
		実施の有無	料金 ※1	実施の有無	料金(税抜) ※2	
介護サービス	食事介助	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	おむつ代	なし		あり	実費	
	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	特浴介助	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	身辺介助(移動・着替え等)	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	機能訓練	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	通院介助	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む(週1回)	あり	施設指定外の医療機関や週2回以上の場合、30分550円(税込)	
生活サービス	居室清掃	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	リネン交換	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	日常の洗濯	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	居室配膳・下膳	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		あり	実費	
	おやつ	なし		あり	食費に含む	
	理美容師による理美容サービス	なし		あり	実費	
	買い物代行	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む(週1回:圏内限定)	あり	週1回指定日以外及び通常の利用日以外の場合、30分550円	
	役所手続代行	なし		あり	月1回指定日。指定日以外は30分550円。	
	金銭・貯金管理	なし		なし		
健康管理サービス	定期健康診断	なし		あり	管理費に含む	
	健康相談	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	生活指導・栄養指導	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	服薬支援	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	特定施設入居者生活介護の費用に含む	なし		
入退院のサービス	移送サービス	なし		あり	上乗せ介護サービス費に含む	
	入退院時の同行	なし		あり	上乗せ介護サービス費に含む(施設が指定する医療機関。それ以外は30分550円。交通費実費)	
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		あり	上乗せ介護サービス費に含む(施設が指定する医療機関。それ以外は30分550円。交通費実費)	
	入院中の見舞い訪問	なし		あり	上乗せ介護サービス費に含む(施設が指定する医療機関。それ以外は30分550円。交通費実費)	

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。

※2ケアプランに定められた回数を超える分や個人の希望によるサービスは介護保険外サービス。

**(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(介護保険自己負担額)【自動計算】**

当施設の地域区分単価

4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	182	1,918	192	57,548	5,755		
要支援 2	311	3,277	328	98,338	9,834		
要介護 1	538	5,670	567	170,115	17,012		
要介護 2	604	6,366	637	190,984	19,099		
要介護 3	674	7,103	711	213,118	21,312		
要介護 4	738	7,778	778	233,355	23,336		
要介護 5	807	8,505	851	255,173	25,518		
			1日あたり (円)		30日あたり (円)		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	あり	10	105	11	3,162	317	1日につき
医療機関連携加算	あり	80	-	-	843	85	1月につき
看取り介護加算	あり	72	758	76	-	-	死亡日以前31日以上45日以下 (最大15日間)
		144	1,517	152	-	-	死亡日以前4日以上30日以下 (最大27日間)
		680	7,167	717	-	-	死亡前日及び前々日 (最大2日間)
		1,280	13,491	1,350	-	-	死亡日
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	6	63	7	1,897	190	1日につき 要支援者のみ
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 8.2%				1月につき	
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 1.8%				1月につき 要介護者のみ	
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅱ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 1.2%				1月につき 要支援者のみ	
介護職員等ベースアップ等支援加算		(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 1.5%				1月につき	
入居継続支援加算	あり	36					1日につき 要介護者のみ
生活機能向上連携加算	なし						
若年性認知症入居者受入加算	なし						
口腔衛生管理体制加算	なし						
栄養スクリーニング加算	なし						
退院・退所時連携加算	あり	30					1日につき
科学的介護推進体制加算	あり	40			421	43	1月につき

**【短期利用特定施設入居者生活介護の概要】※以下の要件全てに該当すること【要支援は除く】**

- ①指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ②指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ③利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ④家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。  
・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

**【加算の概要】※以下の要件全てに該当すること**

・個別機能訓練加算【短期利用（地域密着含む）は除く】

- ①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）を1名以上配置していること。（利用者の数が100を超える場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること）  
※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。
- ②利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもの共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

- ①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ②看護職員により又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】

- ①看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
- ②利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供していること。

・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】

- ①看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ②医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- ③看取りに関する職員研修を行っていること。

【対象となる利用者】

- ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者。
- ②医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意をしている者を含む）。
- ③看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意をした上で介護を受けている者（その家族等が説明を受けた上で、同意をしている者を含む）。

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】

- ①利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者。以下「対象者」という）の占める割合が50%以上であること。
- ②認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は、1に当該対象者の数19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
- ③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。

・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】

- ①認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定要件をいずれも満たすこと。
- ②認知症介護の指導に係る専門的な研修（認知症介護指導者研修）を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの指導に関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。  
利用者に直接サービス提供を行う職員（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。  
看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）、介護職員等ベースアップ等支援加算  
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、豊中市長に届け出ること。

・入居継続支援加算

- ①社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
- ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
- ③厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと

・生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

・若年性認知症入居者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合。

・口腔衛生管理体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。

・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

・退院・退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

・科学的介護推進体制加算

- ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表(地域区分別1単位の単価 4級地 10.54円)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要支援1	182単位/日	57,548円	5,755円	11,510円	17,265円
要支援2	311単位/日	98,338円	9,834円	19,668円	29,502円
要介護1	538単位/日	170,115円	17,012円	34,023円	51,035円
要介護2	604単位/日	190,984円	19,099円	38,197円	57,296円
要介護3	674単位/日	213,118円	21,312円	42,624円	63,936円
要介護4	738単位/日	233,355円	23,336円	46,671円	70,007円
要介護5	807単位/日	255,173円	25,518円	51,035円	76,552円
個別機能訓練加算	12単位/日	3,794円	380円	759円	1,139円
夜間看護体制加算	10単位/日	3,162円	317円	633円	949円
医療機関連携加算	80単位/月	843円	85円	169円	253円
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前31日以上45日以下)	72単位/日	11,383円	1,139円	2,277円	3,415円
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前4日以上30日以下)	144単位/日	40,979円	4,098円	8,196円	12,294円
看取り介護加算Ⅰ (死亡前日及び前々日)	680単位/日	14,334円	1,434円	2,867円	4,301円
看取り介護加算Ⅰ (死亡日)	1,280単位	13,491円	1,350円	2,699円	4,048円
看取り介護加算Ⅰ (看取り介護一人当たり)	(最大7,608単位)	(最大80,187円)	(最大8,021円)	(最大16,039円)	(最大24,057円)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	948円	95円	190円	285円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	1,264円	127円	253円	380円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6単位/日	1,897円	190円	380円	570円
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅴ)	-	-	-	-	-
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)	-	-	-	-	-
介護職員等ベースアップ等支 援加算	-	-	-	-	-
入居継続支援加算	36単位/日	11,383円	1,139円	2,277円	3,415円
生活機能向上連携加算 (個別機能訓練加算を算定する場 合は1月につき100単位)	200単位/月	2,108円	211円	422円	633円
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	37,944円	3,795円	7,589円	11,384円
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	316円	32円	64円	95円
栄養スクリーニング加算	5単位/回	52円	6円	11円	16円
退院・退所時連携加算 (入居後30日以内)	30単位/日	560-0001	949円	1,898円	2,846円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	421円	43円	86円	129円

・1か月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		67,334円	112,570円	207,305円	230,575円	255,254円	277,818円	302,145円
自己負担	(1割の場合)	6,734円	11,257円	20,731円	43,252円	25,526円	27,782円	43,049円
	(2割の場合)	13,467円	22,514円	41,461円	46,115円	51,051円	55,564円	60,429円
	(3割の場合)	20,201円	33,771円	62,192円	69,173円	76,577円	83,346円	90,644円

・上記は、夜間看護体制加算(要介護のみ)、医療機関連携加算、科学的介護推進体制加算、サービス提供体制加算(Ⅲ)(要支援のみ)、入居継続支援加算(要介護のみ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.2%、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(要介護のみ)1.8%、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(要支援のみ)1.2%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.5%を算定の場合の例です。



## (別添5) 食材費について

有料老人ホームの食費についても軽減税率が適用されます。1食あたり税抜640円未満の食事が軽減税率対象(8%の課税)となり、1食あたり税抜640円以上の食事が軽減税率対象外(10%の課税)となります。なお、1食あたり税抜640円の判断基準は、厨房管理費(調理師、栄養士の人件費等)を含めて判断することと法令で定められております。

厨房管理費に相当する額を月額利用料(管理費)で収受しておりますので、朝食とおやつが軽減税率適用となります。

ただし、欠食した場合は、食材費を返金するため、食材費を除く厨房管理費が1食あたり税抜640円未満となり昼食、夕食の厨房管理費についても軽減税率が適用されます。欠食時の昼食、夕食の厨房管理費の軽減税率適用差額は、「消費税率変更差額」の項目で請求書にマイナス表示いたします。

### (食材費 月額の内訳)

朝食(軽減税率8%)	7,436円(税込み)
昼食(軽減税率10%)	13,233円(税込み)
夕食(軽減税率10%)	17,721円(税込み)
おやつ(軽減税率8%)	3,758円(税込み)
合計	42,148円(税込み)

※食材費1食あたり(税抜金額):朝食231円・昼食401円・夕食537円・おやつ116円

※欠食になった場合は、食材費相当額をマイナスします。

食材費相当額(税込み):朝食249円(8%)・昼食441円(10%)・夕食590円(10%)・おやつ125円(8%)